

大津市病児保育事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、病児保育事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

(補助対象者等)

第3条 この要綱による大津市病児保育事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる病児保育事業（以下「補助事業」という。）を実施する者（補助事業を実施する施設又は事業所を開設しようとする者を含む。）とする。

- (1) 児童が疾病の回復期に至らず、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を保育所、幼保連携型認定こども園、病院又は診療所（以下「保育所等」という。）に付設された専用スペース又は補助事業に係る専用施設（以下「専用施設等」という。）で一時的に保育する事業（以下「病児対応型病児保育事業」という。）
- (2) 児童が疾病の回復期にあり、かつ、集団保育が困難な期間において、専用施設等で一時的に保育する事業（以下「病後児対応型病児保育事業」という。）

(実施施設の基準等)

第4条 補助事業の実施に係る設備及び運営に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 専用施設等は、保育室、児童の静養又は隔離の機能を有する観察室、安静室及び調理室を有し、事故及び感染の防止並びに衛生面に関する配慮がなされているなど、児童の養育に適した場所とすること。ただし、同一敷地内にある保育所等の調理室を使用することができるときは、これを備えないことができる。
 - (2) 専用施設等には、専用の出入口、手洗いに関する設備及び便所を設けること。
 - (3) 児童の看護を担当する看護師、准看護師、保健師又は助産師（次号において「担当看護師等」という。）を利用児童おおむね10人につき1人以上配置するとともに、保育士を利用児童おおむね3人につき1人以上配置すること。
 - (4) 利用児童が少ない日等において、感染症に関する情報提供や担当看護師等による巡回支援等を適宜実施すること。
- 2 補助対象者は、補助事業を実施するに当たり、前項に定める基準のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 保護者において児童をかかりつけ医に受診させた後、保護者と協議の上で利用の決定を行うこと。ただし、医療機関でない施設において病児対応型病児保育事業を実施する場合にあっては、保護者が児童の症状、処遇内容等を記載し、児童を診察した医師が入院の必要性がない旨を証した連絡票により、児童の症状を確認した上で利用の決定を行うこと。
 - (2) 医療機関でない施設において補助事業を実施する場合は、緊急時において利用児童を受け入れる医療機関（次号において「協力医療機関」という。）をあらかじめ選定すること。
 - (3) 医療機関でない施設において病児対応型病児保育事業を実施する場合は、利用児童の病態の変化に対応し、かつ、他の利用児童への感染の防止を徹底するため、医療面における指導及び助言を行う医師を

あらかじめ選定するとともに、緊急時の対応について当該医師又は協力医療機関と文書により取り決めを行うこと。

- (4) 対応可能な症例、開所時間等に関する一定の目安を作成するとともに、保護者に対して周知し、理解を得ること。
- (5) 体温の管理その他の利用児童の健康状態を把握する手段を適切に講じるとともに、他の児童への感染の防止に努めること。
- (6) 利用児童の予防接種の状況を確認するとともに、必要に応じ、予防接種を受けさせるよう保護者に助言すること。

(利用者負担金)

第5条 補助対象者は、補助事業を実施するために必要な経費の一部（以下「利用者負担金」という。）を保護者から徴収することができるものとし、その負担方法及び額をあらかじめ定めなければならない。

2 補助対象者は、前項の規定により利用者負担金を徴収する場合にあっては、次に掲げる基準に従い、利用者負担金の軽減を図るための措置を講じなければならない。

- (1) 利用児童の属する世帯が生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯であるとき
免除
- (2) 利用児童の属する世帯が市民税非課税世帯であるとき 利用者負担金の額の2分の1に相当する額の軽減

(補助対象経費及び補助金の額)

第6条 補助金の交付の対象となる経費は、人件費、給食費その他の補助事業の実施に要する経費（以下「運営費」という。）並びに補助事業を実施する施設又は事業所（以下「施設等」という。）を開設しようとする場合における改修費及び備品購入費（以下「開設準備経費」という。）とする。

2 運営費に係る補助金の額は、次の各号に掲げる補助事業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 病児対応型病児保育事業 1年度につき、施設等1か所当たり、次に掲げる年間延べ利用児童数の区分に応じ、それぞれ次に定める額に8,808,000円を加算した額とする。

ア	50人以上100人未満	1,130,000円
イ	100人以上150人未満	1,695,000円
ウ	150人以上200人未満	2,260,000円
エ	200人以上300人未満	3,390,000円
オ	300人以上400人未満	4,520,000円
カ	400人以上500人未満	5,650,000円
キ	500人以上600人未満	6,780,000円
ク	600人以上700人未満	7,910,000円
ケ	700人以上800人未満	9,040,000円
コ	800人以上900人未満	10,170,000円
サ	900人以上1,000人未満	11,300,000円
シ	1,000人以上1,100人未満	12,430,000円
ス	1,100人以上1,200人未満	13,560,000円
セ	1,200人以上1,300人未満	14,690,000円
ソ	1,300人以上1,400人未満	15,820,000円
タ	1,400人以上1,500人未満	16,950,000円

チ	1, 500人以上1, 600人未満	18, 080, 000円
ツ	1, 600人以上1, 700人未満	19, 210, 000円
テ	1, 700人以上1, 800人未満	20, 340, 000円
ト	1, 800人以上1, 900人未満	21, 470, 000円
ナ	1, 900人以上2, 000人未満	22, 600, 000円
ニ	2, 000人以上2, 200人未満	23, 540, 000円
ヌ	2, 200人以上2, 400人未満	25, 680, 000円
ネ	2, 400人以上2, 600人未満	27, 820, 000円
ノ	2, 600人以上2, 800人未満	29, 960, 000円
ハ	2, 800人以上3, 000人未満	32, 100, 000円
ヒ	3, 000人以上3, 200人未満	32, 640, 000円
フ	3, 200人以上3, 400人未満	34, 680, 000円
ヘ	3, 400人以上3, 600人未満	36, 720, 000円
ホ	3, 600人以上3, 800人未満	38, 760, 000円
マ	3, 800人以上4, 000人未満	40, 800, 000円

(2) 病後児対応型病児保育事業 1年度につき、施設等1か所当たり、次に掲げる年間延べ利用児童数の区分に応じ、それぞれ次に定める額に6, 338, 000円を加算した額とする。

ア	50人以上100人未満	1, 300, 000円
イ	100人以上150人未満	1, 593, 300円
ウ	150人以上200人未満	2, 124, 400円
エ	200人以上300人未満	3, 186, 600円
オ	300人以上400人未満	4, 248, 800円
カ	400人以上500人未満	5, 311, 000円
キ	500人以上600人未満	6, 373, 200円
ク	600人以上700人未満	7, 435, 400円
ケ	700人以上800人未満	8, 497, 600円
コ	800人以上900人未満	9, 559, 800円
サ	900人以上1, 000人未満	10, 622, 000円
シ	1, 000人以上1, 100人未満	11, 684, 200円
ス	1, 100人以上1, 200人未満	12, 746, 400円
セ	1, 200人以上1, 300人未満	13, 808, 600円
ソ	1, 300人以上1, 400人未満	14, 870, 800円
タ	1, 400人以上1, 500人未満	15, 933, 000円
チ	1, 500人以上1, 600人未満	16, 995, 200円
ツ	1, 600人以上1, 700人未満	18, 057, 400円
テ	1, 700人以上1, 800人未満	19, 119, 600円
ト	1, 800人以上1, 900人未満	20, 181, 800円
ナ	1, 900人以上2, 000人未満	21, 244, 000円
ニ	2, 000人以上2, 200人未満	22, 127, 600円
ヌ	2, 200人以上2, 400人未満	24, 139, 200円

ネ	2,400人以上2,600人未満	26,150,800円
ノ	2,600人以上2,800人未満	28,162,400円
ハ	2,800人以上3,000人未満	30,174,000円
ヒ	3,000人以上3,200人未満	30,681,600円
フ	3,200人以上3,400人未満	32,599,200円
ヘ	3,400人以上3,600人未満	34,516,800円
ホ	3,600人以上3,800人未満	36,434,400円
マ	3,800人以上4,000人未満	38,352,000円

3 前条第2項の規定により利用者負担金を免除し、又は減額した場合における運営費に係る補助金の額は、前項第1号又は第2号の規定により算定した額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。

(1) 前条第2項第1号の規定により利用者負担金を免除したとき 当該免除に係る利用児童1人につき
5,000円

(2) 前条第2項第2号の規定により利用者負担金の額の2分の1に相当する額を減額したとき 当該額に係る利用児童1人につき2,500円

4 前2項の規定により算定した補助金の額が、運営費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額を超えるときは、当該額をもって補助金の額とする。

5 開設準備経費に係る補助金の額は、施設等1か所につき年額4,000,000円の範囲内で市長が必要と認める額とする。

(交付申請書)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ市長に病児保育事業の実施計画書を提出しなければならない。

2 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市病児保育事業費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

3 前項の交付申請書には、次に掲げる書類（開設準備経費に係る補助金の申請をする者にあつては、第1号に掲げる書類に限る。）を添付しなければならない。

(1) 病児保育事業の経費明細書

(2) 病児保育事業の利用児童数に関する調書

(決定通知書)

第8条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市病児保育事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市病児保育事業費補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

(事情変更による取消通知書等)

第9条 規則第9条第5項の規定による通知は、大津市病児保育事業費補助金交付決定取消通知書（様式第4号）又は大津市病児保育事業費補助金交付決定変更通知書（様式第5号）により行うものとする。

(補助事業等の内容の変更等の承認申請書)

第10条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市病児保育事業費補助事業変更承認申請書（様式第6号）又は大津市病児保育事業費補助事業中止（廃止）承認申請

書（様式第7号）とする。

2 前項の天津市病児保育事業費補助事業変更承認申請書には、変更後の内容に係る次に掲げる書類（開設準備経費に係る補助金の申請をする者にあつては、第1号に掲げる書類に限る。）を添付しなければならない。

(1) 病児保育事業の経費明細書

(2) 病児保育事業の利用児童数に関する調書

（承認通知書等）

第11条 規則第13条第2項の規定による通知は、天津市病児保育事業費補助事業変更承認決定通知書（様式第8号）若しくは天津市病児保育事業費補助事業中止（廃止）承認決定通知書（様式第9号）又は天津市病児保育事業費補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第10号）若しくは天津市病児保育事業費補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第11号）により行うものとする。

（実績報告書）

第12条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、天津市病児保育事業費補助事業実績報告書（様式第12号）とする。

2 前項の実績報告書には、病児保育事業の実施結果に関する書面を添付しなければならない。

（確定通知書）

第13条 規則第15条の規定による通知は、天津市病児保育事業費補助金確定通知書（様式第13号）により行うものとする。

（交付請求書）

第14条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、天津市病児保育事業費補助金交付請求書（様式第14号）とする。

（事前交付請求に係る交付請求書）

第15条 規則第18条第2項において準用する同条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、天津市病児保育事業費補助金交付請求書（様式第15号）とする。

（取消通知書）

第16条 規則第19条第4項の規定による通知は、天津市病児保育事業費補助金交付決定取消通知書（様式第16号）により行うものとする。

（返還通知書）

第17条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、天津市病児保育事業費補助金返還通知書（様式第17号）により行うものとする。

（消費税等に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第18条 補助金の交付を受けた者は、補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合は、速やかに市長に報告し、当該仕入控除税額に相当する額を市に返納しなければならない。

（帳簿の備付け）

第19条 補助金の交付を受けた者は、補助事業完了後5年間、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿や日々の利用児童数、利用の事由等の実施状況に関する書類を備え付けておかななければならない。

（その他）

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 大津市病児・病後児保育事業実施要綱（平成21年制定）は、廃止する。
- 3 この要綱は、国の子ども・子育て支援交付金（病児保育事業を対象事業として交付されるものに限る。）の交付措置が終了するに至ったときは、廃止するものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月18日から施行し、改正後の大津市病児保育事業費補助金交付要綱の規定は、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年10月17日から施行し、改正後の大津市病児保育事業費補助金交付要綱の規定は、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年6月21日から施行し、改正後の大津市病児保育事業費補助金交付要綱の規定は、令和元年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和4年6月20日から施行し、改正後の大津市病児保育事業費補助金交付要綱の規定は、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年10月4日から施行し、改正後の大津市病児保育事業費補助金交付要綱の規定は、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年9月19日から施行し、改正後の大津市病児保育事業費補助金交付要綱の規定は、令和6年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年8月1日から施行し、改正後の大津市病児保育事業費補助金交付要綱の規定は、令和7年度分の補助金から適用する。

大津市病児保育事業費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 所在地

施設名

代表者名

大津市補助金等交付規則第4条第1項の規定により、大津市病児保育事業費補助金の交付について次のとおり申請します。

補助年度	年度
補助事業の名称	大津市病児保育事業費補助事業
補助事業の目的及び内容	
補助事業の経費所要額	円
交付申請額 （内訳）	円
補助事業の着手予定年月日 及び完了予定年月日	着手 年 月 日 完了 年 月 日
添付書類	(1) 病児保育事業の経費明細書 (2) 病児保育事業の利用児童数に関する調書

大津市病児保育事業費補助金交付決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付けで申請のあった大津市病児保育事業費補助金の交付について、次のとおり

決定したので大津市補助金等交付規則第7条第1項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市病児保育事業費補助事業
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり ただし、 については、 とする。
交 付 決 定 金 額	円
交 付 条 件	(1) 補助事業の内容を変更する場合は、市長の承認を受けること。 (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。 (3) 補助事業に要する経費の配分の変更をする場合は、市長の承認を受けること。 (4) 前3号に違反した場合は、補助金の一部又は全部の返還を命じることがある。

(注) 補助事業の目的及び内容の項のただし書については、大津市補助金等交付規則第5条第2項の規定により補助金交付申請に係る事項について修正を加えた場合に記載する。

大津市病児保育事業費補助金交付申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付けで申請のあった大津市病児保育事業費補助金について、次のとおり交付し

ないことと決定したので大津市補助金等交付規則第7条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市病児保育事業費補助事業
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり
交 付 申 請 金 額	円
交 付 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

大津市病児保育事業費補助金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市病児保育事業費補助金につ

いて、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市病児保育事業費補助事業
交 付 決 定 金 額	円
取 消 金 額	円
取 消 し 後 の 交 付 決 定 金 額	円
取 消 し を し た 理 由	

大津市病児保育事業費補助金交付決定変更通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市病児保育事業費補助金につ

いて、次のとおり交付決定を変更したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市病児保育事業費補助事業
交 付 決 定 金 額	円
決 定 内 容 又 は こ れ に 付 し た 条 件 を 変 更 す る 内 容	
変 更 を し た 理 由	

大津市病児保育事業費補助事業変更承認申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 所在地

施設名

代表者名

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市病児保育事業費

補助事業の変更の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市病児保育事業費補助事業
補 助 事 業 の 変 更 の 内 容	円
変 更 す る 理 由	
変 更 の 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	(1) 病児保育事業の経費明細書 (2) 病児保育事業の利用児童数に関する調書

大津市病児保育事業費補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）

大 津 市 長

申請者 所在地

施設名

代表者名

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市病児保育事業費

補助事業の中止（廃止）の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり

申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市病児保育事業費補助事業
中 止（ 廃 止 ） す る 理 由	
中 止（ 廃 止 ） の 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	(1) 病児保育事業の経費明細書 (2) 病児保育事業の利用児童数に関する調書

大津市病児保育事業費補助事業変更承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市病児保育事業費補

助事業の変更について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知
します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市病児保育事業費補助事業
承 認 し た 変 更 内 容	
承認に係る事業の変更年月日	年 月 日

大津市病児保育事業費補助事業中止（廃止）承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市病児保育事業費補

助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市病児保育事業費補助事業
中止（廃止）の承認年月日	年 月 日

大津市病児保育事業費補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市病児保育事業費補

助事業の変更について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市病児保育事業費補助事業
補 助 事 業 の 変 更 の 内 容	
承 認 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

様式第11号（第11条関係）

大津市病児保育事業費補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市病児保育事業費補

助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第13

条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市病児保育事業費補助事業
承 認 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

大津市病児保育事業費補助事業実績報告書

年 月 日

（宛先）

大 津 市 長

補助事業者 所在地

施設名

代表者名

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市病児保育事業費

補助事業の実績について、大津市補助金等交付規則第14条の規定により次のとおり報告します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市病児保育事業費補助事業
補 助 事 業 の 着 手 年 月 日 及 び 完 了 年 月 日	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日
交 付 決 定 金 額	円
補 助 金 の 既 交 付 金 額	円
補 助 事 業 の 経 費 精 算 額 (補 助 対 象 金 額)	円
添 付 書 類	病児保育事業の実施結果に関する書面

大津市病児保育事業費補助金確定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市病児保育事業費補

助事業について、次のとおり大津市病児保育事業費補助金の額を確定したので大津市補助金等交付規則第

15条の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市病児保育事業費補助事業
交 付 決 定 金 額	円
補 助 事 業 の 経 費 精 算 額 (補 助 対 象 金 額)	円
交 付 確 定 金 額	円

大津市病児保育事業費補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）

大 津 市 長

補助事業者 所在地

施設名

代表者名



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の確定のあった大津市病児保育事業費補

助金について、大津市補助金等交付規則第18条第1項の規定により次のとおり請求します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市病児保育事業費補助事業
交 付 確 定 金 額	円
交 付 請 求 金 額	円
添 付 書 類	

大津市病児保育事業費補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)

大 津 市 長

補助事業者 所在地

施設名

代表者名



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市病児保育事業費補

助金について、大津市補助金等交付規則第18条第2項の規定により次のとおり事前に一括（分割）して交付を請求します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市病児保育事業費補助事業
交 付 決 定 金 額	円
補 助 金 を 事 前 交 付 請 求 す る 理 由	
補 助 金 の 既 交 付 金 額	円
交 付 請 求 金 額	円
添 付 書 類	

大津市病児保育事業費補助金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市病児保育事業費補助

金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第19条第4項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市病児保育事業費補助事業
交 付 決 定 (確 定) 金 額	円
取 消 金 額	円
取 消 し 後 の 交 付 決 定 (確 定) 金 額	円
取 消 し を し た 理 由	

大津市病児保育事業費補助金返還通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市病児保育事業費補助

金について、大津市補助金等交付規則第20条第1項の規定により次のとおり返還を請求します。

返 還 金	円
返 還 理 由	
返 還 期 限	年 月 日 まで
補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市病児保育事業費補助事業
交 付 決 定 金 額	円
補 助 金 の 既 交 付 金 額 及 び 交 付 年 月 日	円 年 月 日
交 付 確 定 金 額	円

(注) 別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第19条第1項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期限までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。